

令和8年2月吉日

各位

公益社団法人発明協会

令和8年度地方発明表彰に係る候補者のご推薦方依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会は、各地方における発明の奨励、育成を図り科学技術の向上と地域産業の振興に寄与することを目的として、地方発明表彰を毎年実施しており、本年も別添の令和8年度地方発明表彰募集要項により実施する運びになりました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、候補者がありましたら下記のとおりご推薦くださいますようお願い申し上げます。

今後とも、なお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 推薦対象

募集要項1～2頁に記載した要件等を満たす発明、考案及び意匠の完成者をご推薦下さい。

2. 提出書類、推薦〆切

推薦候補者がある場合は、募集要項3頁に記載の応募書類を3月31日（火）までに最寄りの各地域発明協会宛（募集要項最終頁参照）にご提出下さい。

3. 審査結果

ご推薦いただきました候補者につきましては、選考委員会において審査し、その結果を令和8年10月から11月にかけて発表いたします。

4. ご連絡・お問合せ先

公益社団法人発明協会 発明奨励グループ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-1 虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス8階

TEL：03-3502-5431 FAX：03-3502-3485

URL：<https://koueki.jiii.or.jp/hyosho/chihatsu/chihatsu.html>

以上

令和8年度 地方発明表彰 募集要項



主催 公益 発明協会
社団法人

共催 全国道府県発明協会（最終頁参照）

後援
（予定） 全 地 方：文部科学省、特許庁、中小企業庁、日本弁理士会
一般財団法人工業所有権電子情報化センター

北海道地方：北海道経済産業局、北海道
東北地方：東北経済産業局、福島県
関東地方：関東経済産業局、栃木県
中部地方：中部経済産業局、三重県
近畿地方：近畿経済産業局、福井県
中国地方：中国経済産業局、島根県
四国地方：四国経済産業局、香川県
九州地方：九州経済産業局、熊本県

令和8年度地方発明表彰 開催要項

1. 趣 旨

本発明表彰は、各地方における発明の奨励・育成を図り、科学技術の向上と地域産業の振興に寄与することを目的として大正10年に開始されたものです。全国を8地方に分け、北海道地方発明表彰、東北地方発明表彰、関東地方発明表彰、中部地方発明表彰、近畿地方発明表彰、中国地方発明表彰、四国地方発明表彰及び九州地方発明表彰を実施し、各地方において優秀な発明、考案、又は意匠（以下「発明等」という。）を完成された方々、発明等の実施化に尽力された方々、発明等の指導、育成、奨励に貢献された方々の功績を称え顕彰するものです。

2. 表 彰

(1) 発明等に関する表彰

優秀な発明等を完成し、その実施効果が高く、地域産業の向上に寄与していると認められる発明者等を対象として、次の各賞を贈呈します。

◇特別賞

文部科学大臣賞 特許庁長官賞 中小企業庁長官賞 経済産業局長賞
発明協会会長賞 日本弁理士会会長賞 知事賞 等

◇発明奨励賞

(2) 実施に関する表彰

◇実施功績賞

上記(1)において、文部科学大臣賞、特許庁長官賞、中小企業庁長官賞、経済産業局長賞、発明協会会長賞、日本弁理士会会長賞の対象となった発明等が法人である場合当該法人の代表者を対象として贈呈します。（発明者等と当該法人の代表者が同一の場合は除きます。）

(3) 発明奨励に関する表彰

◇奨励功労賞

発明等の指導、育成、奨励について顕著な功績のある者を対象として贈呈します。

3. 発明、考案及び意匠の要件

発明、考案、意匠については、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 応募案件が特許、実用新案登録又は意匠登録されており、令和8年12月末日時点において権利が存続していること。
- (2) 発明、考案においては、進歩性に優れ、かつ実施効果が顕著で科学技術の向上及び地域産業の発展に寄与していると認められること。
- (3) 意匠においては、製品化され、広く一般に利用されて産業の発展、生活文化の向上に大きく寄与し、さらに形状、機能など構成要素が極めて優れており、新しい意匠の潮流を形成していると認められること。
- (4) 応募時において係争関係にない、若しくは係争が終了していること。

4. 応募者等の資格

- (1) 応募者は、日本国内における当該発明等の権利を有すること。
- (2) 応募案件の発明者、考案者又は創作者は、日本国籍を有するか、又は当該発明等を日本国内において完成させ、上記1. に掲げる本表彰の趣旨に適合すると発明協会が認めた者であること。
- (3) 応募案件の発明等で、発明協会主催の全国発明表彰あるいは本表彰を受賞していないこと。
- (4) 当該発明等に関する同一の業績により過去に叙勲・国家褒章を受章していないこと。

5. 応募方法

応募にあたっては、所定の地方発明表彰調査表（以下「調査表」という。）に記入要領に従って必要事項を記入し、必要書類を添付の上、正1通、副2通（正の写し）の計3通（片面印刷）を所在地の各道府県発明協会、東京都内は（公社）発明協会（以下「地域発明協会等」という。最終頁参照）宛に提出してください。

なお、調査表その他の応募書類は一切返却しません。また、調査表に記載された事項は審査にのみ用いられ、第三者に提供、開示等することはありません。ただし、受賞者発表時における発明等の名称、発明者等の氏名、会社名、部署・役職名等の公表は除きます。

調査表は、(公社)発明協会ホームページ(<https://koueki.jiii.or.jp/>) (以下「公社ホームページ」という。)からダウンロードし、作成してください。

6. 応募上の注意

- (1) 同一発明者等が、本表彰に同時に複数応募することはできません。
- (2) 関連発明(考案、意匠)の発明者(考案者、創作者)は、本表彰の対象とはなりません。
- (3) 令和8年度全国発明表彰に応募中の案件は、本表彰に応募することはできません。
- (4) 登録実用新案については、応募書類に技術評価書を添付してください。
- (5) 応募時点において係争関係にあるものは応募対象外となります。

7. 応募受付期間及び応募書類送付先

- (1) 応募受付期間: 令和8年2月2日(月)～3月31日(火)必着
- (2) 応募書類送付先: 所在地の地域発明協会等(最終頁参照)

8. 審査

- (1) 学識経験者及び主催者で構成される地方発明表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)において審査します。
- (2) 選考委員会は、応募者に対して応募案件の説明を求めることがあります。
- (3) 選考結果に対する異議の申立て、お問合せ等についてはお受けできません。

9. 発表

令和8年9月から10月に各地方の地域発明協会等から受賞者に通知します。

また、(公社)発明協会発行の機関紙「月報はつめい」、公社ホームページ及び(一社)発明推進協会発行の雑誌「発明」等で発表する予定です。

10. 表彰式

令和8年10月から11月に各地方の担当地域発明協会所在地において実施いたします。

11. 令和8年度地方発明表彰担当地域発明協会一覧

地方名	担当地域発明協会名	地方名	担当地域発明協会名
北海道	北海道発明協会	近畿	福井県発明協会
東北	福島県発明協会	中国	島根県発明協会
関東	栃木県発明協会	四国	香川県発明協会
中部	三重県発明協会	九州	熊本県発明協会

12. その他

応募書類に事実と反する記載があった場合等、応募の資格を有しないものとして取扱います。

13. お問合せ先

最寄りの地域発明協会等(最終頁参照)又は下記事務局にお問合せください。

【事務局】公益社団法人発明協会 発明奨励グループ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-1 虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス 8階

TEL:03-3502-5431 FAX:03-3502-3485 E-mail:shourei@jiii.or.jp



令和8年度地方発明表彰 応募書類の作成要領

【 応募書類の内容、部数、提出先 】

1. 令和8年度地方発明表彰調査表(以下「調査表」という。)は、公社ホームページ(<https://koueki.jiii.or.jp/>)よりダウンロードし、作成してください。
 2. 調査表は、本要領に従い必要事項を記入の上、正1通、副2通(正の写し)の計3通(片面印刷)を地域発明協会等宛に提出してください(最終頁参照)。
 3. 正の調査表(1通)には、次の書類を順番に添付してください。
 - (1) 応募発明、考案、意匠(以下「応募発明等」という。)に係る特許、実用新案、意匠公報(登録)(以下「公報」という。)の写し(片面コピー1部)
 - (2) 審査等全経過情報 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の審査経過情報の検索結果(経過記録、出願情報、登録情報)等
 - (3) 応募発明等に係る製品のカタログ、写真
 - (4) 応募発明等に係る外国特許公報の登録番号が確認できるページの写し(下記5. 参照)
 - (5) 応募発明等に係る表彰状の写し(片面コピー各1部)(下記8. 参照)
 - (6) 発明者、考案者、創作者(以下「発明者等」という。)全員分の履歴書(各1部)
 - (7) 応募特許権、実用新案権、意匠権(以下「応募特許権等」という。)の権利者及び共同権利者の会社概要、パンフレット(各1部)
- ※審査の結果、応募者の同意を得て、応募発明等の名称、候補者の一部等を変更させていただくことがあります。

【 調査表 様式 I - 1 の記入要領 】

1. 応募発明、考案、意匠の名称

公報に記載されている発明等の名称とは別に、応募発明等を的確に表現する名称を20文字以内で記入してください。受賞時の名称として使用しますので、具体的な商品名・製品名・サービス名を使用せずに、わかりやすく表現してください。

また、アルファベットにも必ずふりがなをふってください。

2. 公報に記載の発明、考案、意匠の名称 ~ 出願番号、登録番号

公報に記載されている発明等の名称、出願番号、登録番号、及び日付を記入してください。

3. 発明者、考案者、創作者

- (1) 公報に記載されている発明者等の氏名、性別、生年月日、年齢(令和8年4月1日時点)、所属する会社名、部署、役職名を記入してください。受賞者名簿等の基礎データとなりますので、正確に記載をお願いします。
- (2) 発明者等が2名以上の場合には、調査表様式 I - 1 に代表者1名のみ記入し、他は調査表様式 I - 2 にもれなく記入してください。(「他〇名 別紙 I - 2 に補充」の欄には、別紙に補充記入する人数を記入し、発明者等が1名のみ場合は「他0名」と記入します。)なお、転職、退職等により、出願時の所属会社と現在の所属会社が異なる場合は、備考に出願時の所属会社、部署、役職名を記入してください。
- (3) 公報に記載されている発明者等であっても、辞退者又は死亡者がいる場合には、調査表様式 I - 2 の「応募辞退者」、又は「死亡者」欄に氏名を記入してください。なお、辞退する場合は必ず本人が署名、捺印した辞退届を添付してください。

※ 死亡した方は表彰の対象とはなりません。

4. 権利者、共同権利者

応募発明等の権利者について、その会社名及び代表者の役職、氏名を記載してください。また、共同権利者がいる場合には、その会社名及び代表者の役職、氏名を併せて記載してください。

※ 応募の際は、事前に共同権利者の同意を得た上でご応募ください(必ず同意書を添付のこと)。

5. 外国特許等の取得

外国特許等の取得の有無を選択し、ある場合は、国名、登録番号(※)を記入してください(本欄に記入しきれない場合は別紙を添付)。また、公報の写し(登録番号が確認できるページのみ)を必ず添付してください。なお、J-PlatPat の「ワン・ポータル・ドシエ(OPD)照会」画面で登録番号が確認できるものは、同照会画面の写しでも可能です。

※各公報の INIDコード(11) に記載の登録番号

6. 係争(審判・裁判)・付与後異議申立等の有無

応募特許権等に係る係争等の有無を選択し、審判(査定不服・無効)、裁判がある場合はその事件番号を記入してください。また、付与後異議申立がある場合は、有を選択してください。

なお、応募時点において係争関係にあるものは応募対象外となります。また、必要に応じ事件、異議申立の経過調査を行うことがありますので、予めご了承ください。

7. 論文の有無

寄稿者に発明者等が含まれる応募発明等に係る論文の有無を選択し、ある場合は、出願前のもも含め、題名、誌名、号数、発行日を記入してください。

8. 応募発明等に係る既往表彰受賞歴

応募発明等に対する発明協会主催あるいは他団体主催の表彰事業の受賞の有無を選択し、ある場合は、その年度、表彰主催団体名、表彰名称、受賞名を正確に記入してください。また、当該表彰状の写しを必ず添付してください。

なお、応募発明等で、既に発明協会主催の全国発明表彰あるいは本表彰を受賞している場合、応募対象外となりますので、予めご了承ください。

9. 補助金の有無

応募発明等に対する国庫補助金、又は団体等からの補助金交付の有無を選択し、ある場合は、補助金の名称、金額、交付年度を記入してください。

10. 問い合わせ先

本応募に関して、常時、事務連絡の窓口を担当していただける方の住所、会社名、部署、役職名、氏名、電話番号、FAX番号、E-mail アドレスを記入してください。

11. 権利者会社概要

応募特許権等の権利者が企業である場合に、当該企業の代表者名、資本金、従業員数、年間売上高、及び規模(中小企業基本法に定める各業態の中小企業の定義のうち、資本金・従業員数のいずれかに該当する場合(※)、中小としてください。)を記入してください。

※製造業の場合、資本金3億円以下若しくは従業員数300人以下であれば中小企業扱いとなります。

※ただし、大企業が資本参入等により、当該企業の実質的な経営に大きく関与していると認められる場合(みなし大企業の場合)は中小企業として取り扱いません。

12. 責任者役職・氏名(調査表 I-1 最下段)

本応募の責任者役職・氏名の記名は、原則社長とし、必ず捺印してください。なお、社長の捺印が得られない場合は、役職者として代表権を持つ役員、工場長、事業所長又は同等の役職者の記名、捺印をしてください。

※ただし、実施功績賞の対象者は、応募特許権等の権利者の代表に限られます。

【調査表 様式 I-3 の記入要領】

13. 発明、考案、意匠の内容

応募発明等に関する次の事項について、簡潔に平易な文章で記入してください。

1) 応募発明等の概要

応募発明等に関して、「従来発明等の課題、応募発明等の開発に至った流れ→応募発明の目的、技術的内容→実施効果」を簡潔に記入してください。

2) 従来発明等の課題と開発ニーズ

上記1)で記入した「従来発明等の課題、応募発明等の開発に至った流れ」について、社会的ニーズも踏まえて、より詳細に記入してください。

3) 応募発明等の特徴

上記1)で記入した「応募発明等の目的、技術的内容」について、特に従来発明等の課題をどのように解決したのかを明記して、より詳細に記入してください。

※応募発明等の特徴を最もよく表している図面若しくは写真を入れてください。

【調査表 様式 I-4 の記入要領】

14. 実施会社名 ～ 実施開始時期 ～ 実施会社と権利者会社の関係

応募発明等を実施している会社名、実施を開始した時期を記入してください。また、実施会社と権利者会社が同一の場合は「同一」と、異なる場合はその関係を記入してください。

15. 製品名

応募発明等に係る製品名を記入してください。ただし、方法に関する発明等の場合は、その方法により生産されたものの製品名を、原料に関する発明等でその原料を使用して生産されたものに着眼すべき場合は、その原料を使用して生産されたものの製品名を、機械、装置の部品に関する発明等の場合は、その部品の製品名を記入してください。

16. 実施状況一覧表

当該製品の実施状況を数量的に記入してください。実施が長期間にわたり調査表に記載しきれない場合は、最近5年間の数値を記入してください。（令和7年の数値が未確定の場合は、見込の値を記入し、その旨を備考欄に明記してください。）

(1) 生産高・販売高・輸出高

- ① 方法に関する発明等である場合には、生産・販売されたものの数量・金額を記入し、生産方法の一部分のみを占める発明であるときは按分算出の上、金額を記入してください。
- ② 装置に関する発明等であって、その装置自体を販売することなく、自社の生産用にのみ充当しているときは、その装置により生産・販売されたものの数量、金額を記入してください。
- ③ 原料に関する発明等である場合は、生産・販売された原料の数量・金額を記入してください。ただし、その原料を使用して生産されたものに着眼すべき性質のものがあるときは、その旨を備考欄に明記し、生産・販売されたものの数量・金額を記入してください。
- ④ 機械・装置等の部品に関する発明等である場合は、生産・販売された部品の数量・金額を記入してください。
- ⑤ 第三者にライセンス供与している場合は、第三者実施により生産・販売された数量・金額を含めた数値を記入してください。
- ⑥ 数量の欄には単位(台・トン・メートル等)を記入してください。
- ⑦ 販売高は輸出高を含めたものとしてください。

(2) 国内市場占有率

生産高又は販売高について、国内総生産高又は国内総販売高に対する比率及びその平均を記載してください。なお、金額ではなく数量による算出でも結構です。

(3) 市場占有率の算出根拠

市場占有率の算出根拠となる分母(データ出典資料名)を明記してください。自社推定の場合は、その旨を明記してください。(記入例) 分母は〇〇工業会調査報告の△△統計より□□製品の全国生産台数とする。

(4) 社内での売上比率

自社の全売上高に占める当該製品の売上比率を記入してください。

17. 輸出先

輸出高に記載した輸出の状況について、輸出先の国名及び国別の輸出高の割合をご記入ください。輸出先が多数で記入欄不足の場合は別紙に記入の上、添付してください。

18. 主な用途・利用方法

当該製品の用途、利用方法について、具体的に記入してください。

19. 実施効果

様式 I-3 13. 1) に記入した応募発明等の「実施効果」について、下記4つの観点に着目しより詳細に記入してください。

- ・産業性(技術的、経済的効果)
- ・社会性(安全性、環境保全等の社会的効果)
- ・国際性(海外への波及効果)
- ・学術性(学識面に対する影響)

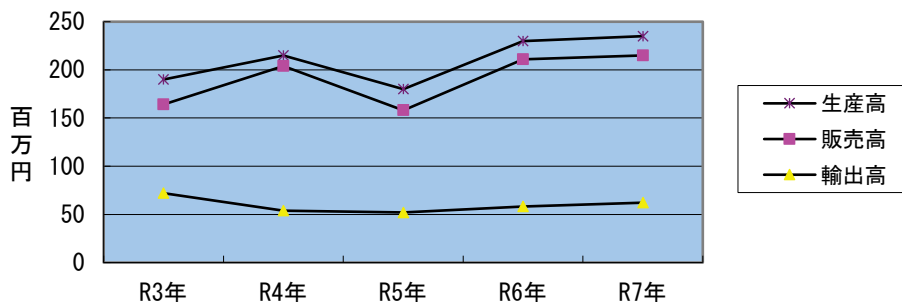
20. 雑誌・新聞記事等の掲載状況

応募発明等に関して報道がなされた雑誌・新聞記事等がある場合は、その掲載・発刊年月日、掲載紙・雑誌名、タイトル等を記入してください。

21. 生産高・販売高・輸出高の推移図(金額)

生産高・販売高・輸出高の推移図は、下記を参照に作成してください。

(推移図の例)



【履歴書】

発明者等の履歴書は、下記のひな形を参照に作成してください。

(履歴書のひな形)

履 歴 書	
ふりがな	
1. 氏 名	〇〇 〇〇
2. 生年月日	年 月 日(歳)
3. 現 住 所	〇〇県〇〇市〇〇
4. 職 歴	年 月 〇〇入社 〇〇勤務 年 月 同社〇△研究部員 現在に至る
5. 表 彰 歴	年 月 △□表彰 技術賞 以上

本表彰の応募資料に記載された応募発明等の名称、発明者等の氏名、会社名、部署・役職名等の情報については、受賞発明の発表等に際し、受賞者名簿への掲載、発明協会が発行する機関紙・刊行物、ホームページへの掲載及び新聞、雑誌、テレビ等へのプレス発表を行う場合があります。

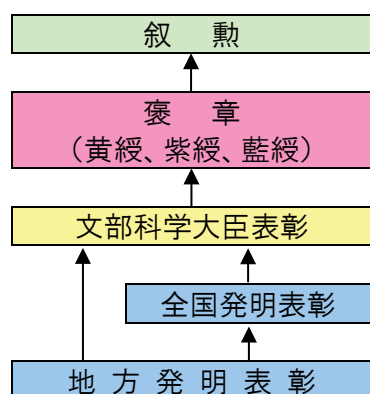
公益社団法人発明協会は、個人情報の重要性を十分に認識し適切に保護・管理するため、個人情報に関する基本方針を定め、個人情報の保護に努めております。個人情報の取り扱いに関する基本方針についてはホームページをご覧ください。

□地方発明表彰を契機にさらに飛躍—叙勲・褒章等の推薦—

地方発明表彰は、全国規模で実施する発明協会の全国発明表彰に繋がっており、さらに優れた発明の完成者には文部科学大臣表彰、国の栄典(叙勲、褒章)という道も開かれています。

本表彰を契機としてこれらを受章された方も多く、発明協会は推薦機関として優秀な科学技術功労者を積極的に受章候補者として推薦しています。

〔お問合わせ先〕 公益社団法人発明協会 発明奨励グループ TEL:03-3502-5431



全国の発明協会一覧（地域発明協会等）

（令和8年1月時点）

	団体名	TEL	FAX	〒	所在地
1	北海道 (一社)北海道発明協会	011-747-7481	011-747-8253	060-0807	札幌市北区北7条西4-1-2 KDX札幌ビル5階
2	青森 (一社)青森県発明協会	017-762-7351	017-762-7352	030-8570	青森市長島1-1-1 県庁北棟1階
3	岩手 (一社)岩手県発明協会	019-634-0684	019-631-1010	020-0857	盛岡市北飯岡2-4-25 (地独)岩手県工業技術センター2階
4	宮城 (一社)宮城県発明協会	022-779-6255	022-779-6277	981-3206	仙台市泉区明通2-2 宮城県産業技術総合センター2階
5	秋田 秋田県発明協会	018-857-0196	018-857-0196	011-0909	秋田市寺内見桜1-4-17
6	山形 (一社)山形県発明協会	023-644-3316	023-644-3303	990-2473	山形市松栄2-2-1 山形県高度技術研究開発センター内
7	福島 (一社)福島県発明協会	024-959-3351	024-963-0264	963-0215	郡山市待池台1-12 福島県ハイテクプラザ2F
8	茨城 茨城県発明協会	029-293-7213	029-293-8029	311-3195	東茨城郡茨城町長岡3781-1 茨城県産業技術イノベーションセンター内
9	栃木 (一社)栃木県発明協会	028-670-1820	028-667-9436	321-3226	宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内
10	群馬 (一社)群馬県発明協会	027-287-4500	027-287-4501	379-2147	前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター1階
11	埼玉 (一社)埼玉県発明協会	048-711-7913	048-857-3921	338-0001	さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階
12	千葉 (一社)千葉県発明協会	043-290-7071	043-207-1171	263-0016	千葉市稲毛区天台6-13-1 千葉県産業支援技術研究所天台庁舎内
13	東京 (公社)発明協会	03-3502-5431	03-3502-3485	105-0001	港区虎ノ門2-9-1 虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス8階
14	神奈川 (一社)神奈川県発明協会	045-633-5055	045-633-5054	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル4階
15	長野 (一社)長野県発明協会	026-228-5559	026-228-2958	380-0928	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター内3階
16	山梨 (一社)山梨県発明協会	055-243-6145	055-243-1885	400-0055	甲府市大津町2192-8 アイメッセ3階
17	静岡 (一社)静岡県発明協会	054-254-7575	054-254-7663	420-0853	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館1階
18	新潟 (一社)新潟県発明協会	025-242-1175	025-242-1144	950-0915	新潟市中央区鏡石1-11-1 新潟県工業技術総合研究所内
19	愛知 (一社)愛知県発明協会	052-223-5643	052-221-7964	460-8422	名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所5階
20	岐阜 (一社)岐阜県発明協会	058-370-8851	058-379-0508	509-0109	各務原市テクノプラザ1-1 テクノプラザ内
21	三重 (一社)三重県発明協会	059-222-5505	059-222-5504	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル5F (公財)三重県産業支援センター内
22	富山 (一社)富山県発明協会	0766-27-1150	0766-25-0923	933-0981	高岡市二上町150 富山県産業技術研究開発センター内
23	石川 (一社)石川県発明協会	076-267-5996	076-267-8997	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター(新館1階)
24	福井 (一社)福井県発明協会	0776-55-1195	0776-55-1197	910-0102	福井市川合鷲塚町61字北福田10 福井県工業技術センター内
25	滋賀 (一社)滋賀県発明協会	077-558-4040	077-558-3887	520-3004	栗東市上砥山232 滋賀県工業技術総合センター別館内
26	京都 (一社)京都発明協会	075-315-8686	075-321-8374	600-8813	京都市下京区中堂寺南町134 京都リサーチパーク内 京都府産業支援センター2階
27	大阪 (一社)大阪発明協会	06-4792-7601	06-4792-8781	530-0043	大阪市北区天満2-7-22 コム関西ビル3階
28	兵庫 (一社)兵庫県発明協会	078-731-5847	078-731-6248	654-0037	神戸市須磨区行平町3-1-12 兵庫県立工業技術センター内 技術交流館1階
29	奈良 (一社)奈良県発明協会	0742-34-6115	0742-34-6215	630-8031	奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター2階
30	和歌山 (一社)和歌山県発明協会	073-432-0087	073-422-3750	640-8033	和歌山市本町2-1 フォルテワジマ6階
31	鳥取 (一社)鳥取県発明協会	0857-52-6728	0857-52-6674	689-1112	鳥取市若葉台南7-5-1 鳥取県産業振興機構内
32	島根 (一社)島根県発明協会	0852-60-5146	0852-60-5148	690-0816	松江市北陵町1 テクノアークしまね1階
33	岡山 (一社)岡山県発明協会	086-286-9656	086-286-9678	701-1221	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山3階
34	広島 (一社)広島県発明協会	082-241-3940	082-241-4088	730-0052	広島市中区千田町3-13-11 広島発明会館
35	山口 (一社)山口県発明協会	083-902-9339	083-902-9010	754-0041	山口市小郡令和1-1-1 山口市産業交流拠点施設(オフィス棟内)
36	徳島 (一社)徳島県発明協会	088-669-4766	088-636-3575	770-8021	徳島市雑賀町西開11-2 徳島県立工業技術センター内
37	香川 (一社)香川県発明協会	087-867-9332	087-867-9365	761-0301	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル1階(公財)かがわ産業支援財団内
38	愛媛 (一社)愛媛県発明協会	089-960-1103	089-960-1106	791-1101	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛内
39	高知 (一社)高知県発明協会	088-845-7664	088-845-7665	781-5101	高知市布師田3992-3 高知県工業技術センター内
40	福岡 (一社)福岡県発明協会	092-409-5480	092-409-5485	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階
41	佐賀 佐賀県発明協会	0952-30-8252	0952-30-8252	849-0932	佐賀市鍋島町大字八戸溝114 佐賀県工業技術センター内
42	長崎 (一社)長崎県発明協会	0957-52-1144	0957-52-1145	856-0026	大村市池田2-1303-8 長崎県工業技術センター内
43	熊本 熊本県発明協会	096-360-3291	096-214-2030	862-0901	熊本市東区東町3-11-38 熊本県産業技術センター 電子機械分館3階
44	大分 (一社)大分県発明協会	097-596-7121	097-594-0211	870-1117	大分市高江西1-4361-10 大分県産業科学技術センター内
45	宮崎 (一社)宮崎県発明協会	0985-74-0900	0985-74-3816	880-0303	宮崎市佐土原町東上那珂16500-2 宮崎県工業技術センター内
46	鹿児島 (一社)鹿児島県発明協会	099-295-0171	099-295-0172	892-0816	鹿児島市山下町9-15 林業会館4階(移転予定。応募時にご確認ください。)
47	沖縄 (一社)沖縄県発明協会	098-859-2810	098-859-6193	901-0152	那覇市宇小嶽1831-1 沖縄産業支援センター6階607号室(沖縄県工業連合会内)

は令和8年度地方発明表彰担当地域発明協会